

BSE問題に関する調査検討委員会報告（要約）

第 部 BSE問題にかかわるこれまでの行政対応の検証

1 英国におけるBSE発生を踏まえた対応（1986～1995年）

英国でBSEの発生が1986年に確認され、88年に国際獣疫事務局(OIE)総会で新疾病として発生報告。英国では、88年に肉骨粉の反すう動物への使用禁止、89年1月に脳、脊髄などの特定臓器の食用禁止措置、ついで90年9月に特定臓器を動物の飼料に使用することも禁止。

EUとしての肉骨粉使用禁止措置が加盟国全体で実施されたのは94年。

92年にはOIEの国際動物衛生規約にBSEの章が設定。

このような国際的情勢の変化に対して、農林水産省はBSE発生国からの生きた牛の輸入停止、BSE発生国から輸入する肉骨粉への加熱処理条件の義務づけなどを措置。しかし、加熱処理条件の実態について、現地調査等積極的な対応がとられる必要があった。

2 BSEの人への伝達の可能性に関する英国政府諮問機関の発表、EU委員会の決定及びWHO専門家会議の勧告を踏まえた対応（1996～1997年）

(1) 1996年4月における、肉骨粉等の牛への給与に関する農林水産省の行政指導の評価

96年4月にWHO専門家会議開催。4月3日に会議のプレスリリース発表。

96年4月8日に農林水産省で「海綿状脳症に関する検討会」開催。この検討会の意見を受けて、農林水産省は肉骨粉の使用禁止について行政指導。当時、米国やオーストラリアが自主的禁止措置をとったことも参考になったもようだが、両国が法的禁止措置を取った後もこの問題は取り上げられず、結局、法的規制について農業資材審議会飼料分科会に諮問されたのは2001年3月になってからであり、行政対応上に問題があったと認識せざるを得ない。

農林水産省は、国際的動向を把握する機会はあるにもかかわらず、適切な対応をすることを怠ったといえる。その背景には、行政指導で実効が確保されると考えていたことに加え、97年の家畜伝染病予防法改正時の衆・参農水委の「今後とも指導すること」との附帯決議が全会一致でなされた経緯もあり、法的規制を行わなかったものと考えられる。

(2) 以上の時期における、厚生省の関与についての評価

厚生省は96年4月11日、食品衛生調査会を開催し、食品衛生上の対策の検討を行い、農林水産省に対し、肉骨粉給与の禁止を含むWHO専門家会議の勧告について、適切な対応がなされるよう要請した。

BSE問題がヒトの健康問題として浮上してきた以上、BSE拡散防止の観点から、農

林水産省に対して、より明確に意見を述べるべきであった。縦割り行政で相手に干渉しないという悪い側面が反映したといえる。

3 EUのBSEステータス評価に関する対応(1998~2001年)

(1) EUのBSEステータス評価に関する農林水産省の対応とその評価

EUのBSE発生リスクの評価手法は、客観的で透明性のあるもの。一方、日本がOIE基準で自らの評価を行うには、まず手法を開発しなければならない。そのような問題があるのに、EUの評価中断を要請した論拠は明らかでないが、BSE発生リスクがあるという結論が風評被害を引き起こすことを恐れたためではないかと推測される。

EUの報告書案の勧告は率直に受け入れるべき内容であるが、勧告のうち、肉骨粉の給餌禁止及び特定危険部位の排除は、BSE発生後に実施。

報告書案の内容が国民に予め知らされ、対策が取られていれば、当面の風評被害は起きても、発生時に起きた大きな社会混乱は防げた可能性が高いとみなせる。

(2) EUのステータス評価に関する厚生労働省の関与についての評価

ステータス評価の取り下げの際、厚生労働省は、書簡が農林水産審議官名であったこと、肉骨粉に係わる評価が主な論点であったこと、短時間の協議であったことから意見は出していない。

97年に行政改革会議に指摘された食品行政についての両省の緊密な連携確保が実際に機能すれば、ステータス評価についても厚生労働省からの意見提示があってしかるべきと考えられるが、このような状況を踏まえるとやむを得なかったのではないかと考えられる。

4 変異型CJD感染防止のためにとられた一連の対策の評価 (1996~2001年)

(1) 1996年の変異型CJD確認の際の厚生省の対応と評価

96年4月のWHO専門家会議の報告を受けて、厚生省は、変異型CJD患者のサーベイランスを目的とした緊急調査研究班を設置。医薬品等については4月17日に英国産牛等由来原料の禁止を実施。食品は、26日にと畜場での臨床検査にBSEを追加。

これらの一連の措置はWHO専門家会議報告書の勧告に沿ったものとみなせる。

(2) 厚生労働省における血液及び臓器に対する安全対策

99年に血液の理論的危険性が問題になったことを受けて、厚生省は、英国長期滞在者の献血禁止を2000年1月に実施。2001年3月及び11月には献血禁止対象国の拡大等を実施。臓器提供にも献血に準じた規制を実施。

これらは科学的には未知の理論的危険性に対する予防措置として評価できる。

(3) 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具に対する安全対策

ヨーロッパでのBSEの広がりに対応して、厚生省は、発生国、発生リスクの高い国を原産国とする牛等由来原料の使用禁止等を2000年12月に実施。

実施当時は日本でのBSE発生前であり、しかもEUや米国よりも厳しい措置であったため、コストを度外視した厳しいものとの意見も出された。しかし、理論的リスクに対する予防原則にしたがった措置として評価できる。

5 英国以外のEU諸国でのBSE発生の急増以降、とくに2001年わが国におけるBSE発生時の対応(2000年～)

(1) BSEサーベイランスによる患畜の発見までの両省の対応の評価

・農林水産省と厚生労働省のサーベイランス体制

農林水産省は、2001年4月から、アクティブ・サーベイランスを開始。これは、迅速BSE検査と陽性サンプルについての確認検査と都道府県の家畜保健衛生所における病理検査によるもの。内容的にはEUステータス評価案で勧告されていたものと同じ。ただし、これは、OIEの基準に従って、年間300頭の牛について検査を行い、わが国が清浄であることを、国内外に明らかにし、いたずらに風評被害を生じないようにすることであった。なお、このサーベイランスにより我が国初のBSE感染牛を発見。

厚生労働省は、2000年後半におけるヨーロッパでのBSE発生国の拡大等から、BSE発生の可能性は否定できないと考え、2001年5月、BSEの発生または非発生状況を確実に把握するため、と畜場の牛と羊を対象としたアクティブ・サーベイランスを開始。これはウエスタン・プロット法によるもの。

しかし、千葉県でのBSEの発生において、サーベイランスが行われていたにもかかわらずと畜場で敗血症と診断された牛についてBSEが疑われなかったのは、厚生労働省のサーベイランスでは起立不能は「運動障害等の神経症状が疑われるもの」とみなされなかったため。一方、農林水産省は起立不能を神経症状を示す牛として幅広く解釈してよいとの通知を出していた。両省の間でサーベイランス基準に相違のある点は認識されていなかった。

・1万頭の牛についてのBSE検査の計画立案

厚生労働省は、年間に神経症状を示す牛約1万頭を対象としたサーベイランス実施経費を概算要求。また、ヨーロッパにおけるBSE発生状況を考慮して、健康牛についても、BSEサーベイランス事業実施のため、厚生科学研究費の要求作業。これらが公表されたのは千葉県でのBSE牛発見の直前。

・BSE発生を予測した危機管理マニュアル

農林水産省は96年4月に政令の施行通知により、また2001年4月にサーベイランス要領を作成し、BSE又はその疑いのある牛を発見した際の連絡体制及び当該牛の処分の方法につき都道府県に通知。しかし、緊急対応マニュアルは作成していなかった。

厚生省は96年4月にBSE又はその疑いのある牛を発見した際の連絡体制及び当該牛の処分の方法につき、都道府県等に通知。しかし、現場でのBSEに対する具体的な緊急対応マニュアルは作成していなかった。

両省のサーベイランス要領の中には、緊急事態に対する相互の連携措置の記述がなかったため、8～9月段階での大きな混乱を招いた。

・2001年6月11日～14日のWHO/FAO/OIE 専門家会議報告への対応

報告書の肉骨粉の使用禁止についての勧告はきわめて厳しい表現であったが、2001年1月から顕微鏡を用いた検査、同年3月から省令改正に向けた作業の開始等を実施しており、すでに対応済みと判断。国際的に危機感の高まりがうかがえるが、国民への情報提供はなされなかった。

(2) 2001年8月6日、後にBSE第1号となった牛がと畜場に搬入されて、その「確定診断」が英国のレファレンス研究所で出される9月21日まで、46日の日時を要したことの農林水産省の評価

8月6日にと畜場から送られてきた脳のサンプルについて、動物衛生研究所での試験まで9日間、家畜保健衛生所での試験まで2週間以上の間隔。このサンプルについてBSEの可能性は想定していなかったものと考えられる。

厚生労働省に連絡が行われたのは9月10日で、それまで情報はまったく提供されず。

緊急事態における連絡体制はまったく作られていなかったが、これもBSE発生時の緊急マニュアルが欠けていたため。

(3) 2001年9月10日にBSEを疑う牛の確認について公表した際、質疑応答で、当該牛は焼却処分されたはずと回答したが、14日になって、レンダリングに回っていた旨の訂正を公表し、対応に混乱がみられたことについての評価

8月6日、千葉県のと畜場で乳牛が敗血症として診断されて全廃棄処分にされ、家畜保健衛生所に頭部だけが提供され、残りはレンダリング処理。両省の間で、異なる基準によるサーベイランスが実施されていたが、その相違がもたらす事態についての認識は両省ともに持っていなかった。

(4) 2001年9月10日に(独)動物衛生研究所において確定診断がなされたにもかかわらず疑似患畜として、英国のレファレンス研究所に検体を送付し、「確定診断」を求めたことについての農林水産省の評価

我が国での初めての事例であり、諸外国でも初発例については国際機関のレファレンス研究所で確認を行うことが通例であることから、英国に検査データ等を送付し、確認を依頼。確認がなされるまでは行政判断として疑似患畜とされた。

この対応の結果、2例目からの検査も英国に送るのか、日本の検査技術のレベルは大丈夫かという心配の声が国民の中で聞かれた。

(5) B S E 患畜発生後に行った農場段階の「目視調査」、及びその結果の公表
についての農林水産省の評価

・緊急全戸調査

B S E に関する牛の緊急全戸全頭調査の結果、臨床的に B S E の疑いのある牛は見いだされなかった。当時まだ対策マニュアルは作成されていなかったため、急遽、立案されたものとみなせる。

・飼料製造工場への緊急立ち入り検査

交差汚染防止のためのガイドラインの遵守状況を帳簿等による原料使用状況、製造工程の実地調査等及び顕微鏡検査により確認。顕微鏡による検査は英国等を除き現在も各国で採用されている方法であるが微量な混入については検出感度に限界。

(6) わが国における B S E 発生後に取られた一連の措置に関する評価

・農場段階での監視体制（農林水産省）

農林水産省では、10月17日の技術検討会及び防疫委員会合同会議を経て、サーベイランス対象の定義及び患畜が摘発された場合における疑似患畜を定義。患畜が見いだされた場合の省庁間の連携を含む対応は、その折、初めて検討。

・全頭検査体制の確立（厚生労働省）

10月18日、いわゆる全頭検査が農林水産省との緊密な連携のもとに開始され、国際的にもっとも厳しい安全対策が実施されることになり、と畜場から出る牛由来産物はすべて安全なもののみになったとみなせる。B S E 発生 of ニュースを受けてから1ヶ月あまりという、極めて短期間で全国的な検査体制が作られたことは高く評価できる。

・研修中に起きた東京都での疑陽性騒ぎについて

エライザ法では一定の確率で疑陽性が出ること、この時点では E U 並の安全対策になっていることの情報提供が十分なされていなかったことが混乱を招いた理由と考えられる。また、疑陽性となった際の対応について、あらかじめ何らかの措置がとられているべきであった。

・死亡牛の検査

B S E 汚染の実態の把握等のために、死亡牛についての全頭検査の実施が必要と考えられる。しかし、農家への補償を十分考慮するとともに、検査システムのあり方を十分検討した上で早急を実施するべきである。

・医薬品・医療用具、食品などへの対策（厚生労働省）

厚生労働省は、医薬品等について、10月2日に日本及び発生リスク不明国を原産国とする牛等由来原料の原則禁止という国際的に最も厳しい措置を行うなどの措置を講じた。

これらは予防原則にしたがった妥当な措置とみなせる。

6 厚生労働省と農林水産省の連携について

(1) BSEの発生前における厚生労働省と農林水産省の連携に関する評価

97年に食品行政について両省の緊密な連携確保が行政改革会議において指摘されていたが、縦割りのままで、両者間の連絡会議も形式的なもの。両省の危機意識に差が感じられるが、このことについて意見交換はまったく行われなかった。

(2) BSEの発生後における厚生労働省と農林水産省の連携に関する評価

BSE発生後、初めて両省間に緊密な連携。サーベイランスの方式では、農林水産省の技術検討会と厚生労働省の研究班の合同会議で、エライザ法に統一。

10月18日からの全頭検査体制も両省の緊密な連携のもとに行われたものとみなせる。また、この際に両省の協議でBSE検査対応マニュアルが作成された。

7 わが国におけるプリオン病研究の蓄積と今回のBSE対策への貢献

今回の全頭検査体制の確立に貢献したのは、帯広畜産大学品川森一教授によるスクレイピーに関する研究の蓄積。スクレイピー研究が可能になったのは、カナダから輸入された羊の子孫でスクレイピーが発生したことで研究を開始という思いがけない幸運のたまもの。

農林水産省でもカナダからのスクレイピー感染羊が発見されたことで、スクレイピーの研究が家畜衛生試験場で開始。当時、家畜衛生試験場に在籍していた小野寺節教授は科学技術振興調整費によりスクレイピーの研究を開始し、その研究蓄積が現在の農林水産省のBSE対策に貢献。

第 部 BSE問題にかかわる行政対応の問題点・改善すべき点

1 危機意識の欠如と危機管理体制の欠落

日本は、行政の危機意識が欠如し、最悪のケースを想定して防疫体制を強化しておく危機管理の考え方が欠落していた。

とくに農林水産省が、96年4月にWHOから肉骨粉禁止勧告を受けながら課長通知による行政指導で済ませたことは、英国からの肉骨粉輸入を禁止した等の事情を考慮しても、重大な失政といわざるを得ない。90年に感染源となる可能性のある肉骨粉の処理基準強化にとどめたことも結果として判断が甘かったといえよう。

2001年にEUのステータス評価に対し、EUの評価基準がOIEの評価基準とかけ離れていたことなどから評価の中断を要請したことも経緯はともかく政策判断の間違いだった。

さらに、危機を予測し、発生を防ぐための措置を講じて危険のレベルを引き下げておく予防原則の意識がほとんどなかった。

2 生産者優先・消費者保護軽視の行政

市場競争の激化に伴い、先進国の法制度や農業政策は生産者優先の産業振興から次第に消費者優先に軸足を移すとともに、国民の生命と健康の保護を最大の行政目的に据えている。

日本の法律、制度、政策、行政組織は、生産者優先・消費者保護軽視の体質を色濃く残し、消費者保護を重視する農場から食卓までのフードチェーン思考が欠如している。

また、情報伝達の混乱に伴う風評被害を警戒して、遅滞なく情報を公開し透明性を確保する努力が不十分なケースも見られる。

3 政策決定過程の不透明な行政機構

政策の継続性を重視し、意思決定過程を明確にしないことにより、個人が責任を問われることはほとんどない。97年の衆・参両院による行政指導徹底の附帯決議があったものの、97年に米国、オーストラリアが肉骨粉を法律で禁止して以降、2000年までの間、農林水産省が何ら対策を取らなかったことも、意思決定の先送りを繰り返していた証左といえよう。

政策のサーベイランス機能を中心的に担うのは政治である。農林水産省の政策決定にあたり、最も大きな影響を与えているのは国会議員、とりわけ農林関係議員であるのは故なしとしないが、全国の農村を地盤に選出された多くの議員が強力な圧力団体を形成し、衰退する農業を補助金などを通じて支え、生産者優先の政策を求めてきた。そのような政と官の関係が政策決定の不透明性を助長し、十分にチェック機能を果たせない原因となったものと考えられる。

農林水産省は産業振興官庁として抜きがたい生産者偏重の体質を関係議員と共有してきた。ただし、BSE問題を契機として、大臣をはじめ農林水産省内、そして一部の国会議員に改革を目指す動きが出てきたことは評価に値する。政策判断の軸足を生産者からできるだけ消費者に移す考え方である。

4 農林水産省と厚生労働省の連携不足

中央官庁における縦割り行政と付随する縄張り争いの結果、“内政不干渉”が慣例になり、チェック機能はほとんど働いていない。96年のWHO肉骨粉禁止勧告や、2001年のEUステータス評価の際、農林水産省は厚生労働省との十分な協議を行わず、厚生労働省は明確に意見を言わなかった。官庁同士の連携を図るには、「協議する」「協議を受けた場合には意見を述べる」と明確に位置付けなければ有効に機能するはずがない。

問題の根源は生産段階における振興と規制の権限が農林水産省に集中しているにもかかわらず、有効なチェックシステムを構築していなかったこと。

5 専門家の意見を適切に反映しない行政

国民の生命に関わる食品安全問題は、科学的な知見に基づく迅速な判断が求められる。健康に対するリスク評価については、専門家の意見が尊重されなければならない。96年の肉骨粉問題では、農林水産省の方針を受けて先送りした。

関係する学会も政府に提言する意識と行動力が不足していた。

基本的な問題点は、リスク分析の考え方の欠落。リスクを科学的に評価するリスクアセスメント、リスクとベネフィットや社会的な影響等を比較考量しながら管理するリスクマネジメントが連携しなければ、食品の安全性確保はおぼつかない。行政と科学の間のリスクコミュニケーションも欠落していた。

6 情報公開の不徹底と消費者の理解不足

マスコミの報道については、センセーショナルで集中豪雨的という批判がある。興味本位で不正確な一部メディアが存在するのは事実で、BSE問題でも誤解を招く報道があった。正確で科学的で分かり易い解説記事の充実が今後の課題。

行政の正確な情報開示と透明性の確保も不十分だった。BSE発生の際に感染牛の処理情報を誤って伝えたほか、過去の経緯や政策内容についても説明不足。情報提供技術の問題もある。

消費者の受け止め方にもやや過剰な反応があった。しかし、安全と安心の間には大きな落差があり、消費の低迷は行政不信に表示不信が重なった結果でもある。徹底した情報開示による透明性確保以外に信頼回復の方法はない。

7 法律と制度の問題点および改革の必要性

食の安全を確保する法律（食品衛生法など）は、罰則はおおむね軽い。また、食品表示と関連するJAS法や景表法も、罰則は軽く、犯罪を抑止する効果はなく、違反続発の誘因になったとの指摘もある。

消費者の保護を基本とした包括的な食品の安全を確保するための法律も欠けている。国民の健康を最優先する行政組織も整備されていない。リスク分析を導入するにも、科学的なリスク評価を担う組織が見当たらない。消費者保護に責任を持てる組織も、情報公開や組織間のリスクコミュニケーションを進める組織も欠落。時代の変化に対応できる制度改革が緊急の課題である。

第 部 今後の食品安全行政のあり方

1 食品の安全性の確保に関する基本原則の確立

(1) 消費者の健康保護の最優先

食品の最終消費をするのは消費者。消費者は安全な食品を十分な情報を得た上で、選択できることを保証される権利をもっている。食品の安全性の確保に関する基本原則として、消費者の健康保護が最優先に掲げられ、このような消費者の安全な食品へのアクセスの権利が位置づけられなければならない。

こうした消費者の権利を保障するために、生産、加工、流通、販売を含む「農場から食卓まで」のフードチェーンにおいて、携わるすべての事業者は、食品の安全性の確保および正確な情報の提供に関する責務を有する。

このため、食品の安全性に係わる関係法において、その法目的に消費者の健康保護を最優先し、消費者の安全な食品へのアクセスの権利を定めるとともに、その目的を達成するための、予防原則に立った措置も含む行政及び事業者等の責務を定めるなどの抜本的な改正・見直しが必要である。

(2) リスク分析手法の導入

リスク分析は「リスク評価」「リスク管理」「リスクコミュニケーション」の3つの要素からなっており、具体的に制度化する必要。また、全過程において透明性の確保の視点が重要。

リスク評価は利害関係から独立して客観的に行われる必要。リスク評価は専門の科学者によっておこなわれる。

リスク管理は、消費者をはじめとしたすべての関係者と協議しながら、消費者の健康保護を第一の要素とし、その他有用性、社会的な影響等の要素を総合的に考慮して、適切な政策・措置を決定・実施する過程として位置づけられなければならない。リスク管理は透明性をもつと同時に、採用された政策の結果は常にモニタリングされ再評価されなければならない。

虚偽表示問題は、食品の原材料の追跡・検証が可能になるようなシステムが必要。トレーサビリティは最終商品から原材料へと追跡可能なシステム。今日、食品の安全性の確保のためにトレーサビリティは、フードチェーン全体を通じた全ての食品に適用されるべきシステム。また、リスク管理における重要な手法として位置づけられなくてはならない。

リスクコミュニケーションは、リスク分析の重要な要素として位置づけられなければならない。リスクコミュニケーションはリスク評価、リスク管理の普及、広報としてのみ行われるのではなく、リスク評価・リスク管理の過程にも求められる。とりわけ行政は、消費者をリスク分析のパートナーとみなし、消費者とのリスクコミュニケーションを重視し、情報の公開と提供、参加と対話を強めるべきである。

2 食品の安全性の確保に係る組織体制の基本的考え方

食をめぐる今日的な状況に適切に対応していくためにリスク分析手法の導入が、食品の安全性の確保に関わる組織体制のベース。

(1) リスク分析に関する基本指針の確立

基本指針は、リスク評価を実施する新しい行政機関において、利害関係者の意見を聞き合意の下で作成されなければならない。

基本指針には、リスク評価・リスク管理・リスクコミュニケーションを貫く基本方針を盛り込む。

基本方針は、リスク分析の原則から導かれたもので、その実施のための具体的方策等を掲げるものとする。

(2) リスク分析をベースとした組織体制の整備

リスク評価体制の確立

リスク評価の実施は、一貫性、独立性の観点から関係省庁から独立した行政機関で行うべきである。また、その機関はリスク分析に関する基本指針を策定し、客観的な科学評価を実施することからみれば、総合科学技術会議のように常勤メンバーの中に科学者のいる機関とすることが望ましいと考えられる。これらを踏まえて、その組織のあり方について慎重に検討するべきである。

リスク管理体制の確立

ア 食品行政の機能別分担の再検討と相互調整システムの確立

基本指針に基づき、食品行政の機能別分担を再検討し、相互調整システムを確立。リスク評価を行う行政機関と関係各省および各省間の政策調整システムを制度化。

イ リスク管理を分担する各省庁と「危機管理体制」の整備

危機管理に際して、迅速な警戒体制及び予防措置を行うために、リスク管理を分担する各省庁に危機管理体制を整備することが必要。

「リスクコミュニケーション」の確立

リスク分析手法において、リスクコミュニケーションは重要な役割を持っており、その中において消費者の参加、消費者への情報公開・積極的な情報の提供を位置づけることが重要。

また、リスクコミュニケーションが適切に機能するためには、情報が受け手にとって解りやすいことが必要。一般の人向け、子供たち向けなど、受け手の特性にあわせた情報の提供など工夫が必要。このようなきめ細かな情報を提供していくためには、情報に関する専門部署と専門家がいなければならない。特に広報担当コミュニケーターの育成が急がれる課題である。

(3) 行政機関の連携、政策調整のあり方

リスク評価を実施する機関とリスク管理を実施する機関との間、ならびにリスク管理を実施する機関同士の間において、実際の協力が的確に働くようにしていくことが必要。

リスク管理を実施する省庁相互の間でも、データ・情報の共有化をはかるとともに、一方からの要請により相手方からデータ・情報を提供する旨を盛り込むなどの制度が検

討されるべきである。

(4) 国際的な情報収集能力の向上と国際機関・主要国との連絡・調整のあり方

食品の安全に係わる危害情報や新しい科学的知見や技術などの迅速な情報入手をはかるため、海外情報収集と国内への情報提供を一元的に担う機能を、リスク評価を実施する機関に配置することが必要である。

国際機関や主要国との連絡・調整の機能を強化することも必要。

EUや国際機関、これらの国の行政機関や研究機関、また科学者・研究者との交流を積極的に強めるべきである。

(5) 重要な個別の課題

___ BSE・変異型CJDに関する研究体制の整備

___ 食品に関する表示制度の抜本的見直し

___ 家畜伝染病予防法への公衆衛生の視点の強化

___ 食に関する教育いわゆる「食育」の必要性

___ アジアにおけるBSE発生国としての国際貢献

3 新しい消費者の保護を基本とした包括的な食品の安全を確保するための法律の制定ならびに新しい行政組織の構築

1および2に掲げた事項を実現するためには、新しい法律の制定と行政組織の構築が必要となる。

政府は、以下の2点について、6ヶ月を目途に成案を得て、必要な措置を講ずるべきである。

その検討に当たっては、その経過を常に情報公開し透明性を保つとともに消費者をはじめとして広く国民の意見を聞き、合意の下に成案を得るよう努めなければならない。

(1) 食品の安全性の確保に関する基本原則、リスク分析の導入を重点と位置付け、リスク分析の分担及び手続き、ならびに消費者の参加の保証を内容とする「消費者の保護を基本とした包括的な食品の安全を確保するための法」を制定し、食品衛生法、と畜場法、飼料安全法、家畜伝染予防法その他の食品関連法を抜本的に見直す。

(2) 欧州各国の食品安全機関の再編成を参考にして、リスク評価機能を中心とし、独立性・一貫性を持ち、各省庁との調整機能をもつ新たな食品安全行政機関を設置する。

欧州各国における食品安全機関の再編成を参考とするに当たって、組織・機関をそのまま日本に導入することは危険である。欧州における状況を精査し、日本における現状とを具体的に比較検討した上で、新しい行政組織を構築していくべきである。